

平成21年第5回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年3月17日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 加藤 一 夫
同 委員 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 教育長 薊部 俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第13号 練馬区スポーツ振興基本計画(案)の策定について
- (2) 議案第14号 練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(案)の策定について
- (3) 議案第15号 「練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の制定について
- (4) 議案第16号 「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
- (5) 議案第17号 「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」の制定について
- (6) 議案第18号 「練馬区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (7) 議案第19号 「練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (8) 議案第20号 「練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (9) 議案第21号 「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (10) 議案第22号 「練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則」の制定について
- (11) 議案第23号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」の制定について

2 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕

- (2) 命を大切に教育の推進について〔継続協議〕
- (3) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)〔継続協議〕

4 報 告

(1) 教育長報告

平成21年度小学校移動教室の実施について
「牧野記念庭園」の国・登録記念物への登録について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 部 仁
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 学務課長	白 井 弘
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	大 滝 雅 弘
生涯学習部生涯学習課長	高 橋 誠 司
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 4名

委員長

只今から、平成21年第5回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が1名お見えになっているのでご紹介する。
それでは案件にそって進めていく。
本日の案件は、議案が11件、陳情が1件、協議が3件、教育長報告が3件である。案件が大変多いので、会議の進行についてはご協力をお願いします。

- (1) 議案第13号 練馬区スポーツ振興基本計画(案)の策定について

委員長

それでははじめに、議案第13号 練馬区スポーツ振興基本計画（案）の策定についてである。

この議案について説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料の説明（説明要旨）区民からの意見および教育委員会における協議の内容等を踏まえ、最終的にまとめた計画（案）について説明。

委員長

それでは、議案第13号について、各委員のご質問、ご意見をお聞きしたい。どなたかあるか。

佐藤委員

この件については、前回私から質問させていただいた。前回申し上げたように、基本的には運動とスポーツは別途に考えるべきであると考えている。これは私だけではなく、そういう経験のある方はそのように理解しているであろうと思う。例えば、47ページの2行目に「自然の中で、野外の運動やスポーツ」とある。48ページにも同じように書いてある。そこで、健康管理のことを考えたときに、3ページの（1）の下から3行目を「このような社会において、運動、スポーツには」として、「運動」という文言を入れると意味が通じてくるのではないかと。

同様に、4ページの（5）の下から2行目も「このような社会において、運動、スポーツには、医療や介護と連携しながら」とすれば、全体的に文章が生きてくるのではないかと。

スポーツ振興課長

47ページ、48ページについては、平成18年度に行ったスポーツに関する区民意識意向調査の設問を載せているので、その部分については「運動」という言葉を残している。設問が変わってしまうと、当時の資料と乖離してしまうので残している。

3ページ、4ページについては、1ページの1.1で「スポーツ」の定義づけを行っていることを受けて、すべて「スポーツ」という文言で統一させていただいている。この計画についてはそういうことである。ご了承いただければと思う。

委員長

佐藤委員のお考えに対してお聞きのような発言があった。いかがか。

佐藤委員

こだわっているわけではないが、42ページに基本計画策定に携わった委員の方が出ている。スポーツに関係する学識経験者の方もいらっしゃるが、委員の方々は

このことについてどのような発言をされているのか。

スポーツ振興課長

ここではスポーツを広くとらえようという形で始まっているので、運動、スポーツについてはあえて分けずに、基本計画はスポーツという文言でつくろうということで共通理解した。

佐藤委員

そうすると、スポーツという文言の中に、健康維持増進に当てはまるような運動と、競争し合うようなスポーツも含まれると考えていると理解してよいか。

教育長

1ページの1.1の下から3行目に、「本計画では、勝敗や記録を競うスポーツに加えて、身近なところで身体を動かすことや気分転換のための軽い運動・体操、あるいは、自然と親しむ野外活動等、スポーツを幅広く捉えています」としている。佐藤委員がおっしゃった内容については、ここでスポーツの定義づけをしているのである。47、48ページについては平成18年度に行った調査の内容を載せているので、文言もそのままになっている。

委員長

前回の佐藤委員からのご発言に対しても、1ページの記述をもとに課長から説明があり、教育長からもお聞きのような発言があった。どうか。

佐藤委員

教育長がおっしゃったことについては十分承知している。その上で、運動という言葉も使ったほうがより鮮明に理解できるのではないかと考えた。運動と競技とを含めてスポーツと表記しているということであれば、それで異論はない。

委員長

では、最終的には1ページの記述を認めるというご発言をいただいたので、この件については一区切りさせていただく。他に質問、意見はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

この議案第13号の内容については、これまで何度か協議してきたものである。この辺でまとめたい。議案第13号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第13号は「承認」とする。

教育長

この議案第13号と次の議案第14号については区長が決定する計画であるので、ここでご決定いただいた後、区長の決裁をとって成案となる。そこで計画として効力を生じるものである。よろしく願います。

委員長

教育長のただいまの発言についてはご理解いただきたい。

議案第14号 練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(案)について

委員長

それではつづいて、議案第14号 練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(案)についてである。

この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明(説明要旨) 区民からの意見および教育委員会における協議の内容等を踏まえ、最終的にまとめた計画(案)について説明。

委員長

この件についても既に話し合いを行っている。本日、改めてご質問、ご意見があればお願いします。

教育長

スポーツ振興基本計画は文教委員会からの意見が載っていたのであるが、こちらは特に意見がなかったのか。

光が丘図書館長

3月10日の文教委員会にご報告したところであるが、本書の訂正等についてはご意見がなかった。

委員長

他にあるか。

佐藤委員

3ページの第2章の第一の下から4行目に「生涯にわたる学習の基礎としても重要な意義を持つこととなります」とある。これをもう少しインパクトのある文章にするならば、この文章の前に、「知識も豊富になり」という文言を入れるとよいのではないか。

委員長

お聞きのようなご意見である。どうか。

光が丘図書館長

これまでの過程の中で、いろいろなご意見を踏まえた上で決めてきたものであるので、この形で行かせていただきたいと考えている。

教育長

ここは既に議論した箇所である。おっしゃることはわかるが、少しくどくなるのではないか。読書活動の推進に関する法律や、学習指導要領の「生きる力」についても述べているので、これで十分であると思っている。

委員長

では、その部分について他の委員はいかがか。

教育長

既に議会に報告している。一応委員会を通ったということで。大幅な改正、修正はできない。

委員長

この文章の中には、佐藤委員のご発言の内容、考え方が含まれているという解釈である。

佐藤委員

上から5行目に、「この経験を重ねて、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます」とあるので、生涯学習の意味からも「知識の豊富」という文言が必要ではないかと考えた。教育長がおっしゃったように、それではくどくなってしまうということであれば、そのままにしておくのも1つの考え方もしれない。

委員長

この件について、他の委員はどうか。

青木委員

上から4行目に、「読書をすることにより広い世界を知り」とある。この文言を「知識」に読みかえれば、あえて「知識」という言葉を使わなくても読み取っていただけるのではないか。

委員長

確かに読書という行為には新しい知識、情報を得るという側面もある。同時に考え方を広めたり、感激や感動したりして情操面を育てたりという側面もある。それらを大きくくくった形で考えられるのではないか。先ほど教育長がおっしゃった「生きる力」という文言の中に含まれているという形でまとめられている。このことについてはよいか。他にご意見はあるか。特になければまとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第14号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第14号は「承認」とする。

議案第15号「練馬区立教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の制定について
議案第16号「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について
議案第17号「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

つづいて、議案第15号「練馬区立教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第16号「練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第17号「練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

内容的に一括できる案件であると考えてるので、まとめて説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）区組織の最小単位である係組織の強化を図るため、新たに次席を設置し、係内主査を廃止するとともに、区民に分かりやすい名称とするため、現行の「課務主査」の名称を「担当係長」に改めることを説明。

委員長

確認である。都で一斉に改めるものか。

庶務課長

練馬区的全組織における改正である。

委員長

それでは、ただいまの説明を踏まえて、3つの議案を一括してご質問、ご意見があればお願いします。

外松委員

説明があったように、区民の皆さんにとってどういった仕事をする方なのか、わかりやすく職名を変更するということであるので、大変よいことであると思う。

委員長

他にあるか。外松委員からのご発言があったが、区民にわかりやすい名称とすることが大きなねらいになっており、組織の強化を図るという目的もある。特に異論がなければまとめたい。よいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第15号から議案第17号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第15号から議案第17号は「承認」とする。

議案第18号 「練馬区立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第19号 「練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第20号 「練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第21号 「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

では続いて、議案第18号 「練馬区立総合教育センター条例施行規則の一部を

改正する規則」の制定について、議案第19号「練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第20号「練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、議案第21号「練馬区立中村南スポーツ交流センター条例施行規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

これも、内容が一括できるものとするので、一括して説明をお願いします。

総合教育センター所長

資料の説明(説明要旨) 区の施設使用料の見直しに伴い、各施設における駐車場使用料の減額免除制度に関する所要の改正を行うことを説明。
なお、総合教育センター条例施行規則については、各教育相談室の利用時間を午前9時から午後6時までとする曜日を金曜日と定めることを合わせて説明。

委員長

ご質問、ご意見があればお願いします。

佐藤委員

試合等が長引いた場合の対応というお話である。審判等で見える方もたくさんいらっしゃるが、そういう方への対応はどうか。

委員長

どうか。

スポーツ振興課長

現在、役員については、各体育館の駐車場の台数にもよるが、台数を限って使用料免除という形である。今回の措置は、それとは別に行うものである。

教育長

役員の方は既に免除になっている。

佐藤委員

実は、ある競技に審判として参加した人から、駐車場代として2,000円近く取られたという話を聞いたのでお伺いした。

委員長

どうか。

スポーツ振興課長

役員については団体の代表者からあらかじめ台数をいただいて、各施設において

免除している。機械に入ると無料になる券を差し上げているということである。

生涯学習部長

いずれにしても1,000円までしか取らないということであるので、大会役員で申し出があった人については免除しているが、その他、付き添い等でお見えになる人もいます。そういう方についてやむを得ない事情という形で、1,000円上限で対応していきたい。

佐藤委員

そうすると、団体側から要請をしなければ免除にはならないということか。要請があって初めて認めるということだろうか。

スポーツ振興課長

今回の改正については、個別に要請がなくても、大会等の場合は駐車場の機械をあらかじめ1,000円以上カウントしないようにセットして、だれでも1,000円までお支払いいただければよいという仕組みとするものである。

教育長

佐藤委員のお話は、どこで行われた競技であるか。調べてみる必要がある。大会役員、主催者、責任者などでいらっしゃる方については、もちろん光が丘体育館などは駐車場が狭くて台数は限られているが、専用に駐車場を確保してある。したがって役員から代金を徴収したということであれば、大会主催者との関係もあるので確認しておく必要がある。

佐藤委員

先日の大泉さくら運動公園においてである。板橋区や豊島区などから手伝いに来た方が駐車場料金を払ったという話を聞いた。

教育長

それは陸協の役員としていらしているのか。

佐藤委員

そうである。大会の審判である。

スポーツ振興課長

個別にその話を聞いたのは初めてであるので、陸上競技会等に確認したい。

委員長

教育長のご発言にあったように、事実をきちんと調べて対応していただきたい。また、今後そのようなことのないように注意をしていただきたい。それではこの件

についてはよいか。他にあるか。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第18号から議案第21号までは「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第18号から議案第21号は「承認」とする。

議案第22号 「練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則」の制定について

委員長

つづいて、議案第22号 「練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則」の制定についてである。

それでは説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）施設使用料の見直しにより、公共施設予約システムにおける無断・直前キャンセルに対する利用制限を導入することとなったことに伴い、新たに規則を制定することを説明。

委員長

では、質問、意見があればお願いします。施設使用料の見直しに絡んでいて、公共施設予約システムの無断、直前キャンセルのペナルティを導入するものである。特にないか。

教育長

予約システム利用枠の制限とは、具体的にはどういうものか。

生涯学習課長

基本的に抽選枠の制限である。利用日の2か月前の1日から9日までの間に申し込みをする。例えば6月分の申し込みであると、2か月前の4月1日から9日までの間に申し込み、予約が確定したことになる。予約が確定したのに関して、例えば7日前を過ぎて直前キャンセルをする。あるいは当日無断でキャンセルしてしまう。そういったときに、基本は4枠まで申し込めるところを、次回の予約について

は1枠しか申し込めないという制限を今回導入するものである。これについては、先ほどの使用料の見直しの中で、従来からスポーツ施設については既に制限を加えていたが、文科系の施設、例えば公民館、青少年館、総合教育センターといった施設についても同様に制限を加えるということで、今回この規則改正を行うものである。

教育長

スポーツ施設は教育委員会以外は持っていないが、集会施設等については、生涯学習部関係の施設と区長部局の施設があるわけである。それらについてはどのように連携しているのか。区長部局の、例えば地区区民館、地域集会所などがあるが、生涯学習施設と同じようになるのか、その辺を説明してほしい。

生涯学習課長

公共施設予約システムに加入している学習施設は11施設ほどある。それについてはすべて関連している。例えばA施設で無断キャンセルをして1枠になって、B施設、C施設に申し込んだとしても、それも1枠の制限がかかるという形になっている。ただし、公共施設予約システムに加入していない区民施設や地域集会所等については別枠となっている。

生涯学習部長

この公共施設予約システムは、当初スポーツ施設から導入した。その後、拡大する形で他の生涯学習施設に入った。今回、利用制限を導入するときに、地域集会所等の区民施設もこの予約システムに乗せることができないかということで区民生活事業本部と相当折衝したのであるが、そちらでは独自のシステムを開発するということがあった。それぞれのシステムの連動がないので、こちらで利用制限をかけても地域集会所等のシステムに入り込まない。向こうは向こうで別個に利用制限をかけていくという形になっている。

委員長

ただいまの説明で実態はよくわかった。

教育長

例えば団体の名称や代表を変えるとどうなるのか。

生涯学習課長

代表名やグループ名を変えてしまうと、これはシステム上判定のつけようがない。ただ、構成メンバーは出していただくので、例えば春日町青少年館においては、現在実際に使用されている青少年団体は決まっている。青少年団体として登録していたものが、年数がたつことによって年齢が上がるといったものに関しては、3年ごとに更新があるのでそのときにチェックをかければわかるのであるが、実際問題と

して多数の団体があるので、団体名や代表名を変えて申し込まれてしまうと、判定するのはなかなか難しいところではある。

教育長

当日、使用したくていらっしゃる方もいるわけである。直前キャンセルがあると、これから来るかもしれないというところで両方から苦情が来てしまう。来ないのになぜ使わせないのか。でも遅れて来るかもしれない。こういった直前キャンセルを防ぐ目的で今回の制度を導入した。それでも完全ではない。

委員長

いろいろな実態がある中で、少しでもよいシステムにしようということで今回導入することになったものである。他に質問、意見はあるか。まとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第22号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第22号については「承認」とする。

議案第23号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」の制定について

委員長

つづいて、議案第23号 「練馬区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」の制定についてである。
この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明（説明要旨）南田中図書館の開館日および休館日等を定めるため、必要な規則を制定することを説明。

委員長

質問、意見はあるか。なければまとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第23号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第23号については「承認」とする。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続協議〕

委員長

次は陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、本日、新しい資料が提出されている。はじめに説明をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）国と都から示された外環整備に係る課題解決のための「対応の方針（素案）」に対する練馬区の要望を、都市整備部交通企画課より国と都に提出することを説明。

委員長

ご質問、ご意見等があれば承りたい。

生涯学習課長

平成19年1月に33項目の要望を練馬区から都に出していて、現在のところそれに関して回答はない。ただし、この対応の方針の中に盛り込まれる形で出されているということで、それに対して改めて今回要望を出すという形になっている。

委員長

確認であった。

外松委員

5ページのところで、国と都からは、八の釜憩いの森が消失することに対して環境保全措置を実施するという回答が寄せられている。しかし、区としては、専門家の意見に加えて地元住民の方の意見を聞きながら検討を行うように要望するという

ことである。地元の方のご要望、ご意見も踏まえて措置を講じるのは非常に良いと
思っている。

佐藤委員

現在の状況はどのようになっているのか。過去にも八の釜の湧き水が消失する可
能性があるということで議論し、国がボーリング調査を行ったりしていた。工事予
定等はどうなっているのか。その後ボーリング調査等は行っているのかどうか。

生涯学習課長

昨年の9月にボーリングの結果についてご報告させていただいた。その後の状況
については報告等がないので、余り進んでいないのではないかと考えている。

委員長

陳情第4号の趣旨を盛り込んだ要望書であり、当教育委員会としても、この要望
を十分反映するように国と都に求めるということについては、各委員異論がないと
ころであると思っている。本日のところは結論を出す段階ではないので、この辺に
とどめたい。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この陳情については、引き続き今後の外環道路整備に関する事業の進
捗状況などを見守りながら審査を進めたい。次回以降に継続することでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については継続とする。

協議(1) 学習指導要領の改訂と課題について〔継続協議〕

委員長

次に協議案件である。(1) 学習指導要領の改訂と課題についてである。

この協議案件については、本日、協議をしてみたい。

前回の協議では、学習指導要領の改訂に伴う課題の1つとして、道徳教育につい
て1回目の協議をした。その際、この課題は命を大切にす教育とも関連するもの
であり、ある程度時間をとって改めて協議したいということで継続としたところ
である。

本日は、この道徳教育における、特に「情報モラル教育」に課題を絞って協議したいと考えている。

協議に入る前に、本日、新たな資料が提出されているので、はじめにそちらの説明をお願いします。

総合教育センター所長

資料の説明（説明要旨）平成20年度に行った携帯電話の使用に関する児童・生徒基礎調査の結果について、概要を説明。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）平成21年度に実施予定の、一般区民を対象とした情報教育推進事業について概要を説明。

委員長

本日資料が2種類提出された。また、2月10日に教育指導課から資料が出ている。それらを含めて、情報モラル教育に課題を絞ってご意見をいただきたい。

教育長

携帯電話所持率は、文部科学省の調査結果と比べて練馬区ではどうか。

委員長

文部科学省の調査については資料は出ていないが、練馬区の実態と比べてどうかということである。

総合教育センター所長

文部科学省の調査では、携帯電話の利用状況としては小学校6年で24.7%、中学校2年で45.9%、高校2年で95.9%の所持率となっている。練馬区の場合は小学校が約40%、中学校が約60%であるので、文部科学省の調べた国全体の所持率よりは少し高くなっている状況である。

委員長

以前、光和小学校に調べていただいた。それによると小学校6年生の女子で70%、男の子で31%であった。まず実態についてご質問があって確認をした。他に何か。

教育長

ブログについてはパソコンではなくて携帯でブログを読んでいるという意味であるか。

総合教育センター所長

今回の調査はすべて携帯についてである。

青木委員

調査の7番と8番の関係についてである。ブログの書き込みが不特定多数に広がる可能性について知らない子供たちが、8番のところで書き込みに抵抗がないという回答につながっているのだろうか。その辺りで、この2つの設問の関係性について何かつかんでいるか。

総合教育センター所長

それよりも、学年が上がってくると抵抗感がなくなってくるという傾向があり、むしろふだんから使っていて知っている子供のほうが抵抗感がなくなっているということではないかと思っている。

委員長

ほかにどうか。

佐藤委員

携帯電話を子供たちに持たせるかどうかという議論をしたときに、保護者も子供たちの安心・安全のためにぜひ持たせてほしいという考えがあった。今はそれが逆になって、逆に危なくなってきた。安全、安心のためであれば、電話をかける、あるいは居場所がわかるような機能があればよいのであるが、いろいろな機能があるために害を受けるようになってきた。今は、メールをもらって返さないといじめの対象になる。来たらすぐに返さないといじめられるということで、そういうことを考えると危険な状態になってきたと感じている。どのようにして子供たちに指導し、あるいは保護者の理解を求めて学校現場で対応するかということである。学校で幾ら指導しても、親御さんが理解してくれないと効果が出にくい。

教育長

今は大人でも、佐藤委員がおっしゃったようなことがある。メールをすぐに返さない、大人同士の関係も悪くなる。子供だけではない。ブログなども麻薬のようになってしまう。特定の人をブログをずっと追いかけていく。ブログやプロフはあくまでも画面の問題なのである。実際に会って見ないとわからないし、正しく伝えられない部分もたくさんある。今は大人もそういう世界になってきてしまっているのである。

佐藤委員

教育の現場として、子供たちにどのように対応するかということになってくる。

委員長

文部科学省は1月に携帯を学校に持ち込まないよう通知を出したところである。今の佐藤委員のご発言を受けると、学校に持ち込まないだけでは解決できない。むしろいろいろなトラブルは学校外で起きているのではないか。保護者、家庭、学校、あるいは広く言えば地域社会も巻き込んで対応しなければならないのではないかと、非常に差し迫った課題であるというご意見であった。その辺について話し合うのが本日の課題である。

佐藤委員

もう一点、調査の6番の 、 、 について、真剣に考えて対応する必要がある。

教育長

練馬区では、学校には持ってきてはいけないこととしている。

教育指導課長

全小・中学校で携帯の学校への持ち込みを禁止している。

教育長

持ってきてしまった場合はどうするのか。

教育指導課長

ご家庭に事情があって持ってこざるを得ない場合は、学級担任が預かって放課後返すようにしている。

委員長

学校の対応について説明があった。いろいろな実態を傍観しているわけではなくて、それなりに考えて対応しているわけである。まずは佐藤委員や教育長からご発言があったような実態がある。

外松委員

いろいろとご意見が出ているように、携帯に振り回されているというか、携帯が主になっていて、その後に自分の生活がついていくような実態が、小学生高学年から中学生の中にある。先日も、お店に親子連れで入ってきた家族がいて、テーブルについたら子供たちはすぐに携帯を見る。ご両親もそれぞれ携帯を見る。そこにほとんど会話がないうちで、時には携帯を見ながら食事しているという場面に遭遇したこともある。

食事をする場所でも会話がなくなってきていて、すごく心配に思っている。本日の資料13-2で提示していただいているように、メディアというものがどのようにつくられているのか、メディアに対して自分がどう判断していくのかという正しい判断力をつけることが急務ではないか。どうしても映像、文字、画面がカラフル

になって、目に訴えるように飛び込んでくる。それがすべて真実であると受けとめてしまいがちである。特に子供たちはそういう傾向があるので、どのような意図があって映像や文章が配信されてくるのか、メディアに対する判断力を養っていくことが、大人にとっても子供にとっても非常に大切であると思っている。

資料13-2の事業は基本的に大人向けであるが、大人にも子供にも、メディアに対する判断力を培うための教育、こういう現状があって、こういう恐ろしいこともあるということを啓発していかなければならない。

現時点では、お金の絡んだ事件等は区内の小・中学生の間では起きていないのだろうか。もう少し年長になると、携帯サイトによって膨大なお金を請求されて、親にも言えずにカード会社やローン会社に駆け込んで多額な債務を抱えてしまうという未成年の方も現実にいる。その辺のこともあわせて、警鐘を鳴らすことができればよいと考える。

教育長

来年度予算で、学年は限られるが小学校、中学校の子供たちに対して、また保護者に対して情報リテラシーについての講演会を持つ。そちらは別に実施する。

佐藤委員

頭の中のことを考えると、脳機能にも大変影響を及ぼしているというデータもたくさん出ている。あるいは低周波、電磁波によって思考力が落ちているというデータもある。我々の体にどういう影響を及ぼしているかということも考えた上で、きちんと指導していくことが必要である。

教育長

人間の情報を伝える手段は、のろしから始まって手旗信号など、だんだん便利になってきた。そして電話が出てきて飛躍的に便利になった。電話は家に置いておかなければならない。最初は持っている家が少なかったものが、普通の家でも持てるようになった。さらに携帯になって手軽に持てると同時に文字まで打てるわけである。これをなくすことは絶対にできない。

もう一つは、規制をかけてもさらにその上を進んでいくから限りがない。その中で携帯を使った、あるいはプロゲやプロフを使った犯罪が多く起きている。そういうことが起きていなければ全く問題ないわけである。非常に便利なもので、山へ行って遭難しても、携帯があれば助かることもあるわけである。それが使い方を学ばないうちにどんどん普及してしまった。それを追いかけているので非常に難しいところがある。当然、これは家庭の問題だという意見もある。そうは言っても、実際に学校で問題が起きたときには、学校現場あるいは教育委員会の責任になって振り替えられてしまう。それが今の実態である。

佐藤委員

電車に乗っても、大人がメールを熱心に打っている。子供たちには電話をかける

機能しかなければよいが、何でもできるものであるから問題が起きる。そういう意味では企業にも責任がある。企業は儲けるためにやっているのであるが、子供たちには電話をかけたり受けたりするだけで十分であろう。

教育長

難しい。高齢者用の携帯ができたときには、年寄りをばかにするのかという意見もあった。単純な機能にして字も大きくしたら、冗談ではないという意見があった。確かに、少なくとも小学生には今の携帯の機能は必要ない。

委員長

勉強するには携帯は要らない。

委員長

いろいろと切実な課題が出された。学習指導要領の改訂に伴って話し合いをしているわけである。携帯の使い方等が話題になっているが、これから新しい学習指導要領のもとでは、そういうことを授業の中で指導するといったことまで踏み込んでいるのか。その辺はどうなのか。

教育長

2月10日の資料で、委員長のおっしゃったことについて出ている。

委員長

来年度から、例えば道徳の時間等においてそういうことを指導することがあるのだろうか。適切な使い方について指導が必要であるということが問題になっている。

教育指導課長

ご指摘のとおりで、小・中の学習指導要領では、情報モラルという言葉そのものが入ったわけである。具体的には総合的な学習の時間、道徳、技術家庭といったところで、ルールやマナーを守ること、危険に対する人権侵害の防止等、陰の部分についても触れて、具体的な指導をすることになったものである。

委員長

2月10日にいただいた資料5では、情報モラル教育の指導教科・領域等の中に道徳が入っていない。そこでは各教科、総合的な学習の時間、学校行事、技術・家庭科で取り組んでいることになっている。今回の改訂では、道徳の時間などで計画的にそういうことを指導するようになるのかどうか。

教育指導課長

2月10日の資料5の別紙の道徳のところに書いている。情報モラルについて、具体的に指導することと定められたものである。

委員長

わかった。各委員からいろいろのご意見が出た。大人にも子供にも指導が必要である。学校だけでは限界があり、家庭も巻き込んで指導しなければならない。さらに広げれば地域も巻き込む必要があるかもしれない。大人の実態も話題に出た。携帯の使用を禁止するわけにはいかない。うまく使えばこんなに便利なものはない。そういった意見も出た。簡単には結論が出ないものである。他にあるか。

青木委員

情報リテラシー講座についてである。全2回区内5か所で実施、各回40名から80名ということになっている。ここで各回とは、1回目、2回目とも同じ方が受けるのではなく、それぞれ個別に申し込みの受け付けをして40名から80名の方を対象とするということでのよいのか。

生涯学習課長

2回でワンセットということである。

教育指導課長

調査によると、進学時に携帯電話を買い与える親が多いという結果が出ている。したがって、進学する前の小5、中2の時期に情報モラル講習会を子供にも大人にも実施するわけである。子供に対しては、コミュニケーションのあり方が変わって、携帯電話を使って起きた被害について具体的に話す。知らない間に加害者になってしまう恐ろしさについて、またコミュニケーションの基本は人と直接会って話をすることであるという指導をする。その後、子供は帰して保護者を残して、この問題の最大の原因は、保護者が自分の知らない道具を注意もせずに子供に与えている点にあること、そしてその結果、家庭内で親子の立場が逆転してしまっていること、そういった内容を保護者に対して話す。

先ほどの調査結果で、保護者対象の調査結果も出ているが、保護者に対してこういった講習会を実施するということが、本当にどういう恐ろしいことになるか、保護者がまだ理解していない面があるわけである。そこをしっかりと対応することで、先ほどの調査の12番に乗っている、保護者対象の小中学生に携帯を持たせなくする運動についてのアンケートも、賛成できるという回答がもっと増えていくのではないかと、よい状況に向かっていくのではないかと期待しているところである。

委員長

他に発言はあるか。

佐藤委員

指導課長から話があったように、親が責任を持って子供に対していかなければならない。電車に乗っても、お母さんは座ると途端に携帯をいじる。親が子供にきちんと教育しないと、学校で幾ら指導しても効果が出てこない。親がきちんと教育し

て学校でも指導するという形になればよいのだが、親が喜んで子供に携帯を買い与えているわけである。そして学校現場は苦勞しているわけである。その辺りを親に理解していただいて、子供をどのようにして守っていくのか考えてもらわなければならないであろう。

教育長

来年度の情報モラル講習会は、保護者は一緒ではなくて別にやるのか。

教育指導課長

前半の部分については親子一緒である。後半は子供を帰して保護者だけに対して行うことになる。

外松委員

講座には、携帯などについて詳しい業界の方が来ると考えてよいのか。

教育指導課長

この分野ではマスコミ等にも登場する群馬大学の下田教授のグループに依頼して展開するものである。

委員長

情報モラル教育に絞って課題を出していただいた。いろいろなお考えが出て、現在のさまざまな実態等も出てきた。見過ごすことのできない現状があるということから、子供と大人双方に指導が必要である。あるいは学校だけではなく、家庭も地域社会も含めて指導したり、教育をしたり、意識を高めたりしなければならないであろう。携帯の適切な使い方や、情報というものがどういうものであるかといった基本的なことから具体的なことまでいろいろなお意見が出た。

それに対して教育指導課を中心に、現状を踏まえながら次年度に向けた計画がいろいろと考えられている。また学習指導要領の改訂に伴い、道徳の時間などでもそういう教育が行われることもわかった。

誠に申し訳ないが、本日のところはこの辺で一区切りさせていただきたい。大事な課題であるので、折に触れて改めて協議してまいりたいと考えている。

これまで、学習指導要領の改訂に伴う課題として大きく5つのテーマに絞って協議をしてきた。一番大きな問題は増加する授業時数についてであった。この問題については回数をかけて協議をし、結論として夏季休業日を7日間短縮して、5日間の授業日数を確保することとした。その後、中学校の武道のこと、小学校の外国語活動のこと、理科の実験・観察等の指導のこと、そして情報モラル教育のことについて、それぞれ話し合いをしてまいった。その間、各委員からいろいろと貴重なご意見をいただいた。新しい学習指導要領については、全面実施は小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度からとされているが、移行措置は平成21年度から実施される。

そういう状況を踏まえて当委員会でも協議をしてきた。これまでに出了された各委員のお考えや、教育指導課から出了された資料に記されているいろいろな対応策といったものを大いに活用していただき、平成21年度の練馬区の教育が円滑に進むように、それぞれ各方面で努力をしていただきたい。

それでは、新しい学習指導要領の問題について長い時間をかけて協議をしてきたが、この件については本日をもって一区切りとさせていただきます。各担当者におかれては、新しい学習指導要領をもとにした教育が円滑に進められるよう準備をし、またその後の経過については折に触れて報告をしていただければありがたい。

では、この協議案件については終わりにする。

協議(2) 命を大切にする教育の推進について〔継続協議〕

委員長

先に進む。協議の(2)命を大切にする教育の推進についてである。本日は時間の関係で、この案件については次回以降に改めて協議したい。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

協議(3) 練馬区立中学校選択制度の改善について(案)〔継続協議〕

委員長

つづいて3番目の協議案件である。(3)練馬区立中学校選択制度の改善について(案)である。

この協議案件については、本日、時間をとって協議したい。

前回の会議で、選択制度の改善案について各委員から意見をいただいた。それを踏まえて、本日新たな資料が出了された。

初めに、その資料の説明をお願いします。

学務課長

資料の説明(説明要旨)修正版の選択制度改善案について、概要を説明。

委員長

これは、最終的には練馬区教育委員会としてまとめるということか。

教育長

そういうことである。

委員長

これまで何回かにわたり協議をしてきた。改めて各委員のご意見を伺いたい。前文があって、1番は生徒数（学校規模）の差の広がりについてである。ここに
ついて何かあるか。これまでの意見をもとにまとめたものである。

教育委員会としてまとめるということなので発言する。まず（1）課題の4
行目に「このため、選択制度は、保護者・生徒の意思を可能な限り尊重しつつ、生
徒数に極端な差が生じないようにすることが必要である」とある。これは課題なの
だろうか。改善策なのだろうか。改善策なら（2）へ移すべきであるが、これが課
題ということであればここに残すことになる。

教育長

こういうことが必要である、ということで改善策に結びつける書き方である。

委員長

その次の「また、抽選について」の文章は非常にわかりにくい。「抽選について、
一律に抽選することは生徒の個別の事情に対応できないという意見のほか」とある。
その次には「選択希望者が受け入れ可能人数を超過している場合でも抽選を行わな
いことや」とあって、さらに「抽選後の指定校変更による入学について」とある。
ここは、抽選については3つの意見があるということがわかるように、きちんと分
けて書いたほうがよいのではないか。

教育長

まさに、抽選についての課題が3点明らかになってきたという意味である。

委員長

それが「意見のほか」「行わないことや」「入学について」といった表記になっ
て非常に読み取りにくい。整理してほしい。

もっと細かく言えば、やたらと「等」という字が出てくる。「教科指導・部活動指
導への影響など学校運営上の課題等が生じている」。「等」というのは、悪く言えば
逃げに使われることもあるし、他にも要素があって書ききれないために使って、書
いてあることが一番大事であるという場合もある。ここでは「等」とあるのは他に
何が考えられるのか。その辺もきちんと整理してほしい。

それから、（2）の改善策の部分である。2ページののところは、指定校変更制
度の周知・公表について書いてある。その4行目に「あわせて、学校選択制度を前
提とした指定校変更基準を明確にし公表する」とある。これは「あわせて」行うこ
とではなくて、これが一番大事なことなのではないか。そのように読み取った。違
うだろうか。「あわせて」ではなく、これが1行目に来るべきなのではないか。

学務課長

ご指摘のとおりで、順番でいけば指定校変更基準を明確にして公表することを前

に出す書き方がわかりやすい。

教育長

前回もお話ししたが、課題については、いろいろと噂されているようなことを取り上げてくると不適切な表現になってしまうものもかなり出てくる可能性がある。そのために「等」が多くなってしまう。特に学校規模の差の広がりについては、文章にできない部分もあるように感じる。

委員長

そのことは前回も発言があった。

教育長

小規模校でも、そこを選んで通っている子供たちもいるわけである。ここが難しいところである。

委員長

1ページの課題のところ、特に抽選についてはこういう課題があるということをもっと鮮明に書くことが必要であると考えている。それから指定校変更のところでは、まず基本線を打ち出してから、その上立って考えられることを述べるほうがわかりやすい。

それでは次に進む。2番の学校の特色・魅力づくり、活性化について、何かあるか。

青木委員

改善策のオで、新しく小学校に中学校が出向いて情報伝達に努めることを入れていただいた。これを受けて、小学校側もより勉強をして子供たちに対処するという言葉が入っていると、小・中学校が選択制度について協力していく様子が伝わるのではないか。全体的に、中学校側が具体的に行動する内容が増えて、小学校側がそれを受けてどうするかということが足りないのではないか。

委員長

オについては書き出しも少しおかしい。「保護者や児童に対して」という内容なのだから、「各小学校の校長や教員が」ではなく、「各中学校は」と書き出すほうがよいであろう。そして、「保護者や児童に対して選択制度の内容はもとより、当該区域の中学校の方針、特色・魅力づくりに取り組み等を十分に理解できるように、情報伝達に努めるとともに」とつながる。その後には、進路選択の指導を推進するといった内容のことを書く。小学校が取り組むことを鮮明に書かなければならないということが前回の発言であった。オはそれを受けてつくられたのであろうが、そのように読み取れない。

教育長

確かにそういったご意見を受けてつくった文章である。

委員長

小学校でも、進路指導と言ってよいかわからないが、そういうことを行う必要がある。

教育長

中学校側だけではなく、小学校からも積極的に働きかけるようにするということである。

委員長

そうである。そして小学校でも、6年生の児童にはそういう指導を保護者も含めて行う必要があるであろう。

教育長

確かにご指摘のとおり、「十分に理解できるよう」とあるのは、誰が理解できるようにするのか主語がない。

委員長

オの文章は小学校が行うことなのか。

教育長

そうである。

委員長

他にご意見がなければ私から発言する。 のアについてである。これは前回も発言したように、2つの大きな要素を一文にしている。「すべての教員が、共通の認識のもと、校長を中心として・・・不断の取り組みが行えるよう」とある。ここまでが1つで、特色ある教育を通して教育の質の向上について述べている。それに対して「選択制度の意義、内容等について、校長会、副校長会等の機会を通じ周知を徹底する」とあるのは、選択制度を周知させる方法のことを述べている。それを一文にして書いている。それを理解して読んだとしても、今度はウとエの働きにかかってくる。ウはアの前半部分とつながるものである。「一層特色・魅力づくりに取り組むよう、学校経営計画において」とある。これが校長が作成する学校経営の方針とか方策を指しているとするれば、そういうものを踏まえて、ウとアの前半部分で教育の質の向上について書くほうが、改善策としてよいのではないか。

それに対してエは、アの後半部分にかかっている。エに書かれていることをアの後半部分とあわせて書くと、教育の質の向上のことと、選択制度を周知徹底させることが鮮明になってくる。そして小学校の働きかけのことが最後に出てくる。そ

のように整理すべきではないだろうか。

そうすると残るのはイで、「学校評価の結果の活用等により、創意工夫・改善への取り組みを継続・強化する」とある。何についてこういうことを行うのか。これは教育内容につながるのか。その辺の位置づけがはっきり読み取れないので、そこを整理する必要がある。ここの改善策は、全体的にわかりやすく整理してほしい。

の教育委員会の支援については何かあるか。3ページの上から2行目に「特に、小規模校の取り組みに関する支援について配慮する」とある。この「小規模校の取り組み」とは、教育長が先ほどおっしゃった「等」につながるような、なかなか書きにくいことなのだろうか。これは具体的にどういうことなのだろうか。

学務課長

学校評価というものがあって、その結果によって特色・魅力づくりに向け改善をしていくことになる。具体的にいろいろな形で特色・魅力づくりに向けた改善案が出てくるであろうが、同じものであっても、小規模校により一層配慮しながら支援をしていこうという意図である。

委員長

イの「部活動の充実に向けて、課題等をより精査するため、検討体制を拡充する」とは、これまでのどのような取り組みを充実することを考えているか。

学務課長

部活動に関しては、教育委員会から指導主事等が入って少人数の規模で検討する仕組みがある。ただ、非常に限られた学校ということもあって、具体的なより改善に結びつくような案がなかなか少ないということがあって、それを拡充して検討する体制をつくっていきたいと考えている。

委員長

2番については大体確認できただろうか。

3番はどうか。3番についてもわかりにくいところがある。まず(2)の「学校公開、説明会等の充実」についてである。アは中学校へ来てもらうこと、それに対してイは小学校へ中学校が出向くこと、そのように書き分けるとよいのではないか。イは「通学区域内の小学校において」とあって、「各中学校が」が間に来ていて文のまとめ方が非常にわかりにくいので、それを前に持ってくるとよい。書き手の癖であろうか、主語がいつも一文の真ん中に来てしまっているのである。「各中学校は、通学区域内の小学校において・・・積極的に説明会等を開催する」とする。つまり、小学校に出向いて保護者会などにおいて話をするという内容である。

それからウは、のイとつながる内容である。のイ「ホームページを充実する」のところも、「各学校のホームページを充実する」という文末の一文を頭に持って来なければならないのではないか。各学校のホームページを充実することを先に書いて、そして更新が円滑に進んでいない学校については、必要な知識や技術を提供す

るとともに研修を実施することを書く。ホームページの充実と小見出しで言っているで、それをまず書いてから文をつなげるほうがよい。

そして、ウでもホームページのことを述べている。これをどちらに持っていくか、書き分けることが必要である。整理していただきたい。

次に4ページの「選択制度の趣旨等の情報の充実」についてである。3ページの(1)の課題で「噂や風評等により学校が選択されている」と書き出しているのだから、このはむしろに持っていくべきではないか。噂や風評で選択している人がいるのであれば、この制度はどういう趣旨なのかということを徹底することが第一である。したがってこのが改善策としてに来るべきではないか。いかがなものか。

次に4番についてである。まず改善策の は、「この際、危険な箇所等は通らないよう必要に応じて・・・指導する」とある。実際には、その前に危険な箇所の調査や点検を行うのであろう。そのことは書いたほうがよいのかどうか。

それから の「安全対策の周知・徹底」についてである。ウで「選択に当たって安全面を十分に考慮すべき」とある。これは学校選択に当たってということであろうが、このウが最初に来たほうがよいのではないか。学校選択に当たって、アの街路灯や交通安全施設の損傷、補修ということよりも、まず親や子供に向けて、教育内容や計画などの他に安全の面もあることを教えることが先であろう。そして、ウの後半の「緊急時の家族間の連携等」はイに入るのではないか。学校選択に当たっては、通学上の安全も十分に考えてほしいということを最初に述べたほうが、相手には親切でありわかりやすい。

教育委員会としてまとめるということであるので、少しでもよい内容にまとめていただきたい。

青木委員

質問である。学校案内や希望票の配布とは、学校を通じて子供から保護者に配布されるのか。あるいは個別に各家庭に郵送されるのか。

学務課長

学校を通じて配布させていただく。また、私立学校については直接送付させていただく。

青木委員

小学校で子供たちに配布するときに、こういうものを配布したので各家庭できちんと考えてほしい、きちんと受けとめてほしいという啓発は何かしているのか。あるいは今後そういったことを行う予定はあるのか。

学務課長

現在、配布時における保護者への説明は全体としては行っていない。今後については、委員の意見を踏まえて検討させていただきたい。

委員長

他にあるか。

それでは、この中学校選択制度の改善についての協議はここまでとする。事務局においては、もう一度内容を整理してまとめていただきたい。

それでは、協議案件については終わる。

(1) 教育長報告

委員長

教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、平成21年度小学校移動教室の実施について、「牧野記念庭園」の国・登録記念物への登録についての2件である。事前に資料をお配りしているので、ご質問等があればよろしくお願いします。

委員長

それでは報告の1番について何か質問はあるか。

外松委員

今日のような核家族化の時代においては、兄弟も少なく、集団生活がなかなか経験できない。その中で練馬区は4つも施設を持っていて、こういう宿泊学習ができるのは本当によいことである。そこで宿泊学習を行った結果の評価や、実施した上での声などについて、機会があれば聞かせていただけるか。

教育長

誰の評価か。

外松委員

例えば児童や保護者の方、あるいは現場の先生方、その他にお手伝いの方もいらっしゃる。いろいろな立場の方の声が聞けるとありがたいと思っている。

時々、この宿泊学習について取り上げて申し上げている。練馬区に最初から住んでいらっしゃる方はこれが当たり前とされていて、他自治体との違いが認識できない。安い費用でこういうことを経験できる練馬区の子供たちは本当に恵まれている。予算が厳しい状況であり、また現場の先生からは、二泊三日や三泊四日の日程は学習上支障があるという声も出ていていると伺っている。今後いろいろと検討するにあたって、実施した上での声が参考になると考えている。

委員長

それでは、移動教室についての感想、反省、評価、要望といったものについて、

把握できるのであればどこかで報告していただけるとありがたい。そういう要望であった。他にあるか。

それでは報告の2番について質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

その他に報告はあるか。

事務局

ない。

委員長

本日は時間が延長してしまって申し訳ない。
以上で、第5回教育委員会定例会を終了する。